

一般競争入札の実施について

宇治田原町公共下水道事業 岩-4-6地区面整備工事及び岩-4-6地区水道管移設受託工事の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年 6月12日

宇治田原町長 西谷 信夫

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宇治田原町公共下水道事業
岩-4-6地区面整備工事及び岩-4-6地区水道管移設受託工事
- (2) 工事番号 30下第2号
- (3) 工事場所 綴喜郡宇治田原町大字岩山 地内
- (4) 工事概要 次表による。

工種	工法	管径	数量	
下水道工事	開削工法	200mm	300.8m	VU(硬質塩化ビニル管)
		75mm	127.1m	PE(下水道用ポリエチレン管)
水道(管)工事	開削工法	100mm	314.3m	HPPPE(ポリエチレン管)
		100mm	8.0m	HIVP(硬質塩化ビニル管)
		75mm	7.4m	HIVP(//)

- (5) 工事期間 契約日の翌日から180日間（平成31年1月13日限り）
- (6) 最低制限価格 設定あり。

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒610-0255 京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字末田2-3番地
宇治田原町建設事業部上下水道課
電話番号 (0774)-88-3337
ファクシ番号 (0774)-88-4759

3 入札形態

下水道工事業者（構成員：甲（代表者））及び水道工事業者（構成員：乙）による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は要件により単独企業での参加を認める混合入札による。ただし、共同企業体の構成員と単独企業での両方の参加は認めない。

4 入札参加資格

入札に参加を希望する共同企業体又は単独企業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 共同企業体の各構成員及び単独企業に共通する要件
- ア 平成30年度宇治田原町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ウ 確認申請書を提出するときに町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 共同企業体の要件
- ア 構成員の数は2者とし、その内訳は（3）の要件を満たす代表者及び（4）の要件を満たすその他の構成員であること。
- イ 自主結成された共同企業体であること。
- ウ 代表者の出資比率は60%以上、他の構成員の出資比率は30%以上であること。
- エ 結成方法は、町指定の「特定建設工事共同企業体協定書」によるものとする。また、企業体の名称は、「〇〇・□□特定建設工事共同企業体」とする。
- (3) 共同企業体の代表者の要件
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事に係る特定若しくは一般建設業の許可を受けていること。
- イ 宇治田原町に本社（本店）又は支店等（入札参加資格者名簿に登録された委任先）があること。ただし、5年以上宇治田原町内において事業実績があること。
- ウ 経営事項審査（建設業法第27条の2第2項に規定する経営事項審査（第1項の規定による審査）のうち、審査基準日が入札公告日以前1年7月以内のものであつて、直近のものをいう。）における土木工事の総合評定値が500点以上であること。
- エ 京都府の等級を有すること。
- オ 国又は地方自治体（公団及び公社含む）の発注で、平成20年度以降（過去10年間）に完

工した下水道管渠建設工事の工事实績を有すること。

カ 土木工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を「土木一式工事」に係る自社と直接的、かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できること。

なお、配置する技術者は、前述オに掲げる工事と同種工事に監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。

(4) 代表者と組み合わせができる構成員の要件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事に係る特定若しくは一般建設業の許可を受けていること。

イ 宇治田原町に本社（本店）があること。

ウ 経営事項審査（建設業法第27条の2第3第2項に規定する経営事項審査（第1項の規定による審査）のうち、審査基準日が入札公告日以前1年7月以内のものであって、直近のものをいう。）における管工事の総合評定値が500点以上であること。

エ 京都府の等級を有すること。

オ 主任技術者として、「管工事」に係る主任技術者資格（2級管工事施工管理技士以上）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できること。

(5) 単独企業の要件

上記要件の（3）及び（4）をすべて満たしていること。

5 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 一般競争入札参加資格確認資料

6 入札手続等

手 続 等	期 間・期 日・期限等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書及び入札説明書の配布期間	平成30年 6月12日（火）から 平成30年 6月25日（月）まで 宇治田原町のホームページよりダウンロード (http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/)	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年 6月12日（火）から 平成30年 7月11日（水）まで 宇治田原町のホームページよりダウンロード (http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/)	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付期間	平成30年 6月22日（金）から 平成30年 6月25日（月）までの 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
一般競争入札参加資格確認の通知	平成30年 6月27日（水）	
質問の受付	申請書等に関する質問 ：平成30年 6月25日（月）正午まで 設計図書に関する質問 ：平成30年 7月 4日（水）午後5時まで	共通事項5のとおり
質問への回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 ：平成30年 7月 9日（月）	共通事項5のとおり
入札日時	平成30年 7月12日（木） 午後 2時15分	共通事項6のとおり

注) 都合により入札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。
閉庁日及び正午から午後1時までを除く。

7 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

8 支払条件

(1) 前払金

契約金額の4割以内の金額を限度として支払う。

(2) 中間前払金

「宇治田原町公共工事の前金払等事務処理要領」に従い、契約金額の2割以内の金額を限度として支払う。

(3) 部分払金

1回部分払をする。

9 その他

共通事項のとおりとする。